

健康保険を使用して接骨院・整骨院にかかる場合の変更点

【柔整療養費】 償還払いに変更となる対象が追加されました

パナソニック健康保険組合

厚生労働省の審議会で接骨院・整骨院での施術療養費（正式名称：柔道整復施術療養費）において、特定の患者に対し、保険者（健康保険組合）の裁量により、「受領委任払い」（※1）から「償還払い」（※2）へ支払い方法を変更できる仕組みが、2026年8月の組合会決定に基づき追加及び変更されましたのでご報告いたします。

※1 患者が自己負担分のみを接骨院・整骨院に支払い、接骨院・整骨院が療養費（自己負担分以外の費用）を健康保険組合に請求する方法

※2 患者が接骨院・整骨院で全額を支払い、後から健康保険組合に療養費（自己負担分以外の費用）を請求して払い戻しを受ける方法

【償還払いへの変更の対象となる特定の患者】

- ① 健康保険組合が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者
- ② 複数の施術所（接骨院・整骨院）で同部位の施術を重複して受けている患者
- ③ 同部位を長期かつ頻回に施術を継続して受けている患者
- ④ **長期かつ多部位に施術を受けている患者**

※直近1年間のうち、通算して8ヶ月以上かつ9部位以上

対象となる方には事前に通知をし、令和8年1月以降の施術内容を基に、令和9年1月から変更を開始いたします。

今回より、対象となる特定の患者に、④の「長期かつ多部位に施術を継続して受けている患者」が含まれますので、ご注意ください。

詳細については、次ページ以降のチラシまたはHPをご確認いただきますようお願いいたします。

HP：<https://phio.panasonic.co.jp/hoken/kyufu/jusei.html>

令和9年1月から

償還払いの対象者が**拡大**されます。

「特定の患者」に「**長期かつ多部位**」の類型が追加

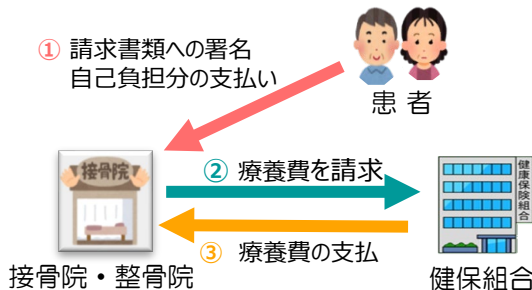
適切な接骨院・整骨院の利用にご協力おねがいたします。

償還払いって？

接骨院・整骨院の療養費には、健康保険の対象外となる施術が含まれている場合があります。このため、健保組合では厚生労働省の求めに基づき、施術内容や負傷原因について患者照会を実施しています。また、適正な療養費支給のため、下記に該当する方については、「受領委任払い」から「償還払い」へ変更する仕組みを導入しています。

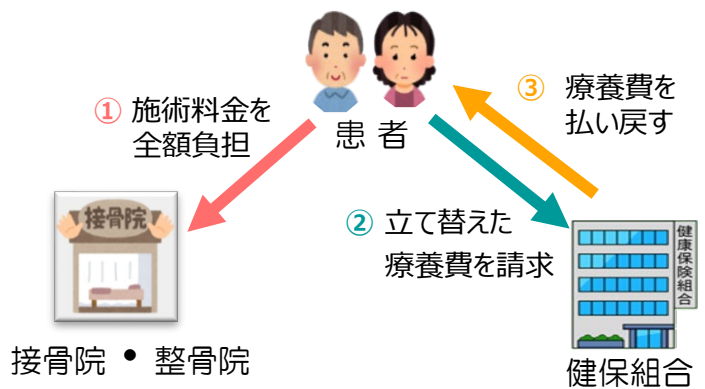
受領委任払い

窓口で自己負担分のみを支払い、接骨院・整骨院が療養費を健保組合に請求します。



償 還 払 い

窓口で全額を負担し、後から健保組合に療養費を請求して払い戻しを受けます。

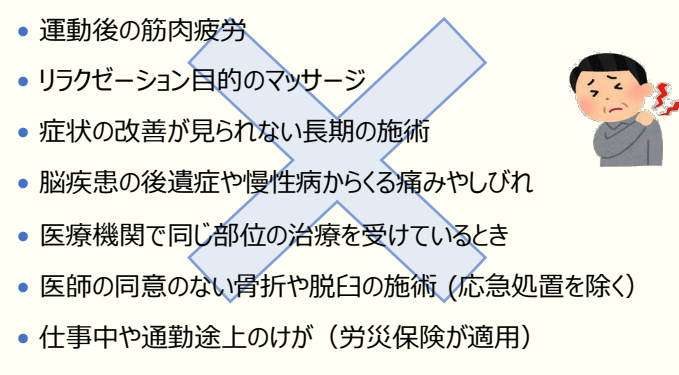


償還払いへの変更の対象となる「特定の患者」は？

- ① 健康保険組合が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者
- ② 複数の施術所（接骨院・整骨院）で同部位の施術を重複して受けている患者
- ③ 長期かつ頻回に施術を継続して受けている患者（5ヶ月超かつ月10以上）
- ④ **長期※かつ多部位（いわゆる「部位転がし」の言い換え）の類型を追加**

※具体的には、直近1年間のうち、通算8ヶ月以上かつ9部位以上（令和9年1月～）

接骨院・整骨院で健康保険が使える範囲

認められるもの	認められないもの
負傷原因がハッキリしている 外傷性が明らかな ● 打撲 ● 捻挫 ● 挫傷（肉離れ） ● 骨折 ● 脱臼 	● 日常生活の疲れや老化による肩こり・膝の痛み等 ● けがではない病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニア等)による痛み・こり ● 運動後の筋肉疲労 ● リラクゼーション目的のマッサージ ● 症状の改善が見られない長期の施術 ● 脳疾患の後遺症や慢性病からくる痛みやしびれ ● 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき ● 医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く） ● 仕事や通勤途上のけが（労災保険が適用） 

疲労回復・慰安を目的とする施術は 健康保険の**対象外**です

接骨院・整骨院で健康保険を使うときは、ここに注意！

- **痛みの原因を正確に伝えましょう**
健康保険の対象外の場合がありますので、正確に原因を伝えて健康保険が使えるかを確認してください。
- **療養費支給申請書の内容をよく確認して署名しましょう**
療養費支給申請書は健保組合への請求のための大切な書類です。
白紙の用紙に署名せず、記載内容を確認してから自筆で署名してください。
- **領収書は必ず受け取りましょう**
施術所は、原則として無料で領収書（明細書）を発行する義務があります。この領収書は、保険者からの患者照会の際にご利用いただけるだけでなく、受けた施術の記録になります。
必ず受け取って大切に保管ください。
- **施術が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう**
長期に施術を受けても症状が改善しない場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けてください。

《柔道整復療養費適正化へのご協力をお願い》

厚生労働省からの指導に基づき、柔道整復療養費の適正な請求・給付を確保するため、健康保険で接骨院・整骨院を利用した方に、施術内容や負傷原因などを文書またはWEB、電話により確認させていただく場合があります。照会があった際は、ご自身で回答いただきますようお願いいたします。
※未回答の場合、償還払い変更対象である「特定の患者」に該当します。

